

岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定について

平成 27 年 9 月 8 日（火）の参議院国土交通委員会において委員から提出された資料（8 月 25 日の土木学会夏期研修会での発表資料）において、岩手県が陸前高田市の津波防潮堤の設計高さをシミュレーションで求めていること等について言及されていますが、このことについて改めて岩手県の検討内容と考え方をお知らせします。

(1) 海岸堤防高さの設定についての基本的な考え方

岩手県では、海岸堤防高さの設定に当たっては、平成 23 年 7 月 11 日付で国土交通省から通知のありました「設計津波水位の設定方法等について」（以下「国の通知」という）に基づいて計画を進めているものです。

(2) 国の通知の内容

国の通知では、設計津波の水位の設定方法については、次のような考え方が示されています。

- ・ 「過去に発生した津波の実績津波高さ」及び「発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションにより求めた津波高さ」を収集
- ・ 一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を設計津波の水位設定のための対象津波群として選定
- ・ 堤防位置における津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行う等により地域海岸内の津波水位分布を算出
- ・ 当該水位分布に基づき、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定

また、この国の通知は、中央防災会議の専門調査会の中間報告を踏まえ見直された防災基本計画において、「比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする」とされていることを踏まえたものです。

(3) 岩手県の検討内容

岩手県では、24 の地域海岸で、国の通知で示された考え方に基づき、レベル 1 津波群の中に、発生の可能性が高いとされた「想定宮城県沖地震のシミュレーションによる津波高さ」を含めた検討を行っており、その結果を市町村とも十分に調整を図ったうえで設計津波高さを決定しています。

高田海岸を含む地域海岸である「広田湾」においては、結果として想定宮城県沖地震に

よる津波高さを採用したものです。

したがって、岩手県での設計津波の水位の設定については、宮城県や福島県と同様に、中央防災会議の専門調査会の間接報告を踏まえた国の通知に基づいて適切に進めたものであり、また、設定した防潮堤の高さは、被災市町村が進めるまちづくり計画と整合した、被災地の復旧・復興にとって必要不可欠なものであると考えています。

(参考)

- ・[「岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定について（平成 23 年 9 月 26 日 第 1 回公表）」](#)
- ・[「岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定について（平成 23 年 10 月 20 日 第 2 回公表）」](#)
- ・[東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成 23 年 9 月 28 日 中央防災会議 専門調査会）」](#)
- ・[平成 23 年 7 月 11 日発表「設計津波の水位の設定方法等について」～復興計画策定の基礎となる海岸堤防の高さの決定の基準～](#)